

令和7年6月1日から令和8年1月31日まで受付

令和7年
4月1日以降に
購入したものが
対象になります



防犯対策設備 設置補助金

上限 **4万円**

購入の金額と設置費用
の総額の1/2を補助

防犯意識の向上及び多種多様な防犯対策を推進してもらうため、防犯対策設備の購入を行った方に対し、購入及び設置費用の一部を補助します！

対象者

市内に住民登録があり、令和7年4月1日以降に自らが居住する市内の住宅に、市の定める防犯対策設備を購入・設置をした方

要件や提出書類について、詳細の情報をHPに掲載しておりますので、ご確認ください。↓



対象となる防犯対策設備

- | | |
|--------------|------------|
| ① 防犯カメラ | ⑥ センサーアラーム |
| ② 録画機能付きドアホン | ⑦ 面格子 |
| ③ 防犯性の高い錠 | ⑧ 防犯フィルム |
| ④ 補助錠 | ⑨ 防犯ガラス |
| ⑤ センサーライト | ⑩ 防犯砂利 |

※要件・定義については裏面をご覧ください。

提出資料

- 1 申請書兼請求書
- 2 購入した防犯対策設備の領収書及び設置費用に関する領収書等
- 3 購入した防犯対策設備の名称や品番の確認できる説明書又はカタログ等
- 4 防犯対策設備の設置状況を確認できる写真（購入品一つに対して1枚の写真をご提出ください）
- 5 申請者の本人確認ができるマイナンバーカード又は運転免許証等の写し
- 6 振込先口座が確認できる通帳等

申請方法

1 オンラインでの申請

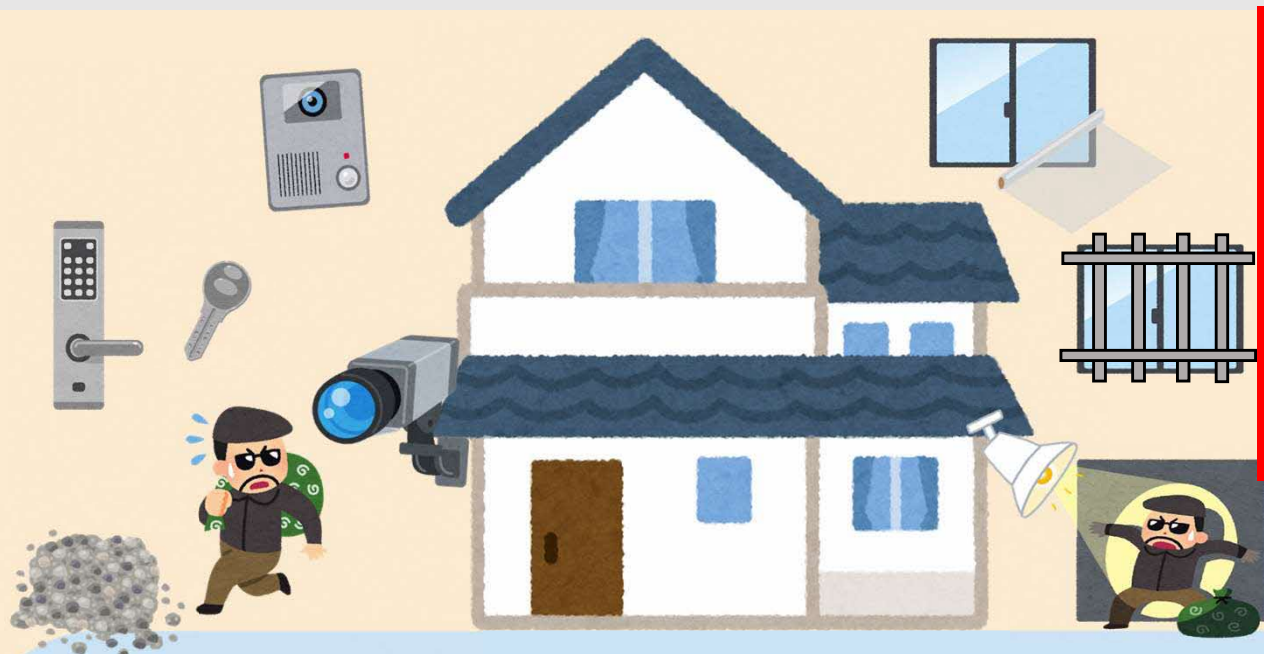
QRコード先サイト、ぴったりサービスより申請してください。



2 窓口・郵送での申請

必要書類を添付し、くらし安全交通安全課へ提出してください。

自宅の防犯対策を始めましょう！



要件や提出書類について、詳細の情報をHPに掲載しておりますので、ご確認ください。↓



防犯対策設備 要件・定義 一覧

①防犯カメラ

犯罪の防止を目的として、継続的に撮影している録画機能付きカメラであり、当該カメラにより撮影した映像の記録及び通信に必要最低限の関連機器から構成される装置のうち、以下の全てを満たすもの

- ①設置場所が自身の住宅の敷地内であること
- ②近隣住民等のプライバシー保護に留意していること

②録画機能付きドアホン

訪問者の姿を映像で確認・録画（動画・静止画の別を問わない。）をすることができる機能のついたドアホン

③防犯性の高い錠

不正開錠が困難な錠

④補助錠

主錠の他に、防犯性を高める目的で、玄関、窓などに補助的に取りつける錠

⑤センサーライト

主に赤外線や熱、振動、磁力等を感知し、自動的に一定の時間ライトで照らす照明器具

⑥センサーアラーム

主に赤外線や熱、振動、磁力等を感知し、自動的に警告音が鳴る装置

⑦面格子

窓の外側又は内側に、犯罪の防止を目的として取り付ける格子

⑧防犯フィルム

犯罪の防止を目的として、窓ガラスに取り付けるフィルム

⑨防犯ガラス

合わせガラス（2枚以上のガラス板の間に特殊な中間フィルムを圧着させたガラス。）又は合わせ複層ガラス（合わせガラスを使用した複層ガラス。）

⑩防犯砂利

踏むと大きな音が発生するように加工された砂利

その他、ご不明な点に関してはホームページに記載の「四街道市防犯対策設備設置補助金よくある質問集」をご確認ください。

問い合わせ

四街道市役所 くらし安全交通課 くらし安全係

TEL：043-421-6107

Mail：yjshinko@city.yotsukaido.chiba.jp